

第 4 2 号議案

亀岡市暴力団排除条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市暴力団排除条例（平成 2 4 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例

亀岡市暴力団排除条例（平成 2 4 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条中「第 3 2 条の 2」を「第 3 2 条の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。